

◇質問事項の確認（事前配布）

1. 相続放棄について

民法において、相続放棄をした不動産（空き家）については相続財産管理人を選任し、当該不動産を処分することとなっておりますが、実際は相続放棄をしても、相続財産管理人を選任せず、そのまま放置といった案件が多数あります。

このようなケースにおいて、相続放棄をした関係者（元相続人）宛にどこまで行政が空き家の管理依頼を求めることができるのか、ご教示いただきたい。

※（民法 940 条）相続の放棄をした者は、その放棄によって相続人になった者が相続財産の管理を始めることができるまで、自己の財産におけるのと同一の注意をもって、その財産の管理を継続しなければならない。

2. 相続人不存在について

不動産（空き家）の所有者が死亡等の理由で不在となり、他の法定相続人も存在しない（親族関係を調査した結果、相続人が誰もいない）所有者不存在空き家について、行政としてどのような解決手段があるか、ご教示いただきたい。

また、建物と土地の所有者が別で、建物所有者が不存在の場合、土地所有者及び行政が行える対応策の範囲（利害関係人となる、取り壊しを行う、滅失登記できるのか 等）をご教示願いたい。